

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集しています。

申請先 ● 町企画財政課

※随時受け付けています。

品目数 ● 制限なし

手続方法 ● 初めて申請する事業者

- ① 町企画財政課へ資料請求
- ② 事業内容等を確認後、各種書類を提出

すでに承認を受けている協力事業者

- ① 記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・ 事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・ 美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・ 税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・ 町内で生産、加工または製造されているもの
- ・ 町内の原材料を使用しているもの
- ・ 町内で提供されるサービスであるもの

※上記の内容は要件の一部です。

※お礼の品は、発送期間が限定される品(期間限定商品)の申請も可能です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすることができます。

美郷町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています!この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。

詳しくは、「秋田県美郷町ふるさと納税」または「秋田県美郷町ふるさとチョイス」で検索!

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

住民生活課

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は下記のとおり行います。

収集日 ● 8月15日(木)

※申込者のご自宅へ伺います。

申込期間 ● 8月 5日(月)~8月 9日(金)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



生ごみは水切りをしっかりと!

帰省などにより、8月は生ごみの排出量が増加します。

町内の生ごみ排出量の減量を図るため、生ごみの水切りにご協力ください。



生ごみに含まれる水分は、生ごみの重量の約8割を占めています。また、腐敗や悪臭の主な原因となっているため、生ごみの水切りをしっかりとすることで、ごみの減量や臭気防止につながります。

■生ごみの水切り方法

乾かす…ざるや新聞の上に置いて乾かしてください。

絞る…小さな穴を開けた袋などに入れて水分を絞ってください。

不法投棄は犯罪です

ごみの減量やリサイクル、自然保護活動が進められている中で良識を疑う不法投棄が後を絶ちません。タイヤや家電製品などの大きいごみはもちろん、空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などの小さいごみもすべて不法投棄となります。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

飼い主のルールをしっかりと守りましょう

- 路上などへの飼い犬のフンの放置は不衛生です。必ず持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いは、人を咬んだり交通事故にもつながったりするため大変危険です。絶対にやめましょう。
- 自由に家の外に出られる環境にある飼い猫は、病気に感染する危険性が高くなります。飼い猫は家の中で飼いましょう。

- 野良猫へのエサやりは、フン害や望まれない猫を増やす原因となります。無責任なエサやりはやめましょう。
- ご希望の町内会には、犬猫のフン尿防止のマナー啓発看板を配布しますので、ご利用ください。
- 犬猫の飼い方やフン尿・悪臭でお困りのときは下記までご連絡ください。



問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903、大仙保健所 環境指導課 ☎0187(63)3683

全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、美郷町以外の地域でも行われますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施日時 ● 8月28日(水) 午前11時ころ
伝達手段 ● 防災行政無線

放送内容 ● ①上りチャイム音、②「これは、Jアラートのテストです。」×3、③「こちらは、防災美郷町役場です。」、④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

ひきこもりで悩んでいませんか？

ひきこもりとは、学校への登校、アルバイトや仕事といった外との交流を避け、原則的に6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。

また、外出ができていても、家族以外の人との交流がなければ、ひきこもりの状態であるといえます。

どうして「ひきこもり」になるの？

ひきこもりは一つの原因で起こっているわけではありません。本人の悩みが原因であったり、精神疾患や発達障がいなどがひきこもりの原因と考えられる人もいます。

家族の方で「ひきこもりの原因が自分の関わり方にあったのではないかと悩んでいる方もいますが、育て方やしつけにのみ原因があるわけではありません。

ひきこもりの人の多くは、心に葛藤を抱えています

ひきこもりの人は、何らかの理由で元氣や自信がなくなり、表面上は怠けや甘えに見えても、強い引け目や罪悪感、劣等感など、心に深い葛藤を抱えています。「会社での人間関係などにストレスを感じ、家から出られなくなった」「学校になじめず、周りの人が信頼できなくなった」「不登校がきっかけで、家に閉じこもった状態が続いている」など、追い込まれた結果としてひきこもってしまった人も少なくありません。

一人で抱え込まず、話してみませんか？

ひきこもっている本人自身が相談することは難しい場合があります。まずはご家族の方が相談してみてください。なお、秘密は厳守されますのでご安心ください。

ひきこもりに関する相談はこちら

秋田県ひきこもり相談支援センター

☎018(831)2525

相談時間 ● 平日の午前10時から午後4時まで
(年末年始を除く)

同じ悩みを抱えている仲間の集いに参加してみませんか？

「何とかしたいと思うけど、何から始めたら良いのかわからない」「話ができる仲間が欲しい」などと思ったら、参加してみることから始めてみましょう。「うちの子の将来が心配」という保護者の方も参加できます。

若者の居場所びおら六郷

日時 ● 毎月第2・第4火曜日 午後2時～午後4時
※変更になる場合もありますので下記までお問い合わせください。

会場 ● まめだ屋(六郷字馬町)

問 ● NPO法人まることびおら ☎0187(66)1106
NPO法人KOU ☎018(853)4367

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907